

【請負代金額が2,000万円以上の場合】

工事請負契約書

1 工事の番号・名称 第〇〇-41330-〇〇〇〇号
〇〇〇〇〇〇工事(〇〇〇〇)

2 工事の場所 〇〇市〇〇町〇〇地内(〇〇〇線)

3 工 期
着工 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
完成 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

4 工事を施工しない日
特記仕様書のとおり
工事を施工しない時間帯

5 工事請負代金の額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 〇〇〇, 〇〇〇 円也)

6 契約保証金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円 又は 免 除 (注2)

7 特記事項(注3)

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に関する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 〇〇株式会社(注4) は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特約条項(注5)

第1 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

~~第2 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、この規定を準用する。~~

第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

発注者 氏 名 福島県 (注6)
福島県県南建設事務所長 〇〇 〇〇 印

受注者 住 所 福島市杉妻町〇-〇〇
氏 名 〇〇株式会社 (注7)
代表取締役 〇〇 〇〇

収入印紙

消
印

貼 付

(注1)

代表取
締役印

【請負代金額が500万円以上2,000万円未満の場合】

工事請負契約書

- 1 工事の番号・名称 第〇〇-41330-〇〇〇〇号
〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇〇〇)
- 2 工事の場所 〇〇市〇〇町〇〇地内 (〇〇〇線)
- 3 工期 着工 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
完成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 4 工事を施工しない日
特記仕様書のとおり
工事を施工しない時間帯
- 5 工事請負代金の額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 〇〇〇, 〇〇〇 円也)
- 6 契約保証金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円 又は 免 除 (注2)



7 特記事項 (注3)

- 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に関する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 〇〇株式会社 (注4) は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特約条項 (注5)

- ~~第1 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、この規定を準用する。~~
- 第1 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事 (以下「他の工事」という。) の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

発注者 氏名 福島県 (注6)
福島県県南建設事務所長 〇〇 〇〇 印

受注者 住所 福島市杉妻町〇-〇〇
氏名 〇〇株式会社 △△支店 (注7)
支店長 〇〇 〇〇



【請負代金額が500万円未満の場合】

工事請負契約書

1 工事の番号・名称 第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号
〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇〇〇)

2 工事の場所 〇〇市〇〇町〇〇地内 (〇〇〇線)

3 工 期
着工 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
完成 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

4 工事を施工しない日

特記仕様書のとおり

工事を施工しない時間帯

5 工事請負代金の額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 〇〇〇, 〇〇〇 円也)

6 契約保証金 免 除 (注2)

7 特記事項 (注3)

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。また、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に関する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 〇〇株式会社 (注4) は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特約条項 (注5)

第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

~~第2 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、この規定を準用する。~~

第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事 (以下「他の工事」という。) の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

発注者 氏 名 福島県 (注6)
福島県県南建設事務所長 〇〇 〇〇 印

受注者 住 所 福島市杉妻町〇-〇〇
氏 名 〇〇株式会社 (注7)
代表取締役 〇〇 〇〇

収入印紙

消
印

貼 付

(注1)

代表取
締役印

(注1) 工事請負代金の額のうち取引に係る消費税額及び地方消費税の額は印紙税の記載金額(課税文書に記載された契約金額)には、含めません。

(注2) 工事請負代金の額が、500万円未満の場合(ただし、落札金額が調査基準価格(非公表)を下回った場合を除く。)及び契約の保証として公共工事履行保証証券による保証に係る証券又は履行保証保険契約に係る証券を提出した場合には、「免除」と記載し、それ以外の場合には、納付した契約保証金額又は保証金額を記載してください。

(注3) ①仕様書に工事現場から建設発生土を搬出する記載がある場合、②建設リサイクル法の対象工事の場合に挿入してください。

【対象建設工事の定義】

建設リサイクル法の対象工事とは、下記アの特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって下記イの規模の建設工事をいう。

ア 特定建設資材

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

イ 工事規模

- ① 建築物解体工事
床面積の合計が80平方メートル以上であるもの。
- ② 建築物新築又は増築工事
床面積の合計が500平方メートル以上であるもの。
- ③ 建築物修繕又は模様替工事
請負代金の額が1億万円以上であるもの。
- ④ 建築物以外のものの解体工事又は新築工事等(土木工事等)
請負代金の額が500万円以上であるもの。

(注) 解体・増築の場合は、各々解体・増築部分にかかる床面積をいう。

(注4) 法人そのものが権利義務の主体となりますので法人名(支店等名は不要)を記入してください。
なお、法人名を記入するにあたっては、(株)や(有)などの省略文字は使用しないでください。

(注5) 詳細は、「契約の方法及び入札(見積)の条件」を参照してください。

(注6) 発注者の住所は表示省略可です。

(注7) 法人内部で契約締結権限を有する者を表示してください。委任されている場合は、契約締結権限を委任された者となります。